

事務連絡  
令和4年3月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添7までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和4年3月4日付官報（号外第46号）に掲載された令和4年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添8のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
（令和4年3月4日保医発0304第1号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和4年3月4日保医発0304第2号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和4年3月4日保医発0304第3号）（別添3）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和4年3月4日保医発0304第4号）（別添4）
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
（令和4年3月4日保医発0304第9号）（別添5）
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和4年3月4日保医発0304第10号）（別添6）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」  
（令和4年3月25日保医発0325第1号）（別添7）

別添 2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 10 部 麻 酔

第 1 節 麻酔料

K 0 0 4 歯科麻酔管理料

- (6) 「注 ~~3-5~~」に規定する周術期薬剤管理加算は、医科点数表の区分番号 L 0 0 9 に掲げる麻酔管理料(1)の「注 5」の例により算定する。

歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に係る届出書添付書類

1 当該保険医療機関の滅菌の体制について

概 要	
滅菌体制 (該当する番号に○)	1. 診療室内に設置した滅菌器を使用 2. 中央滅菌部門において滅菌(病院の場合に限る) 3. 外部の業者において滅菌(業者名: )
1. に該当する場合は以下の事項について記載	
滅菌器	医療機器届出番号
	製品名
	製造販売業者名
滅菌器の使用回数	1. 1日1回 2. 1日2回 3. 1日3回以上5回未満 4. 1日5回以上

2 当該保険医療機関の平均患者数の実績(該当する番号に○)

概 要	
1日平均患者数 (歯科訪問診療の患者を含む)	1. 10人未満 2. 10人以上20人未満 3. 20人以上30人未満 4. 30人以上40人未満 5. 40人以上50人未満 6. 50人以上

※ 新規開設のため、実績がない場合は省略して差し支えない。この場合において、翌年度の7月に当該様式により実績について届出すること。

3 当該保険医療機関の保有する機器について

機器名	概 要	
歯科用ハンドピース (歯科診療室用機器に限る)	保有数	本
歯科用ユニット数	保有数	台

※ 歯科用ハンドピースの保有数の欄には以下の一般的名称である機器の保有数の合計を記載すること。歯科用ガス圧式ハンドピース、歯科用電動式ハンドピース、ストレート・ギアードアングルハンドピース、歯科用空気駆動式ハンドピース

4 常勤歯科医師の院内感染防止対策(標準予防策及び新興感染症に対する対策)に関する研修の受講歴等(4年以内の受講について記入すること。)

受講者名 (常勤歯科医師名)	研修名 (テーマ)	受講年月日	当該研修会の主催者

※4年以内の受講を確認できるものを保管すること。

[記載上の注意]

○ 当該届出の変更を行う際は、変更に係る項目のみの届出で差し支えないこと。

## 別添 1

### 特掲診療料の施設基準等

#### 第 4 の 12 生殖補助医療管理料

##### 1 生殖補助医療管理料 1 に関する施設基準

- (22) 令和 4 年 3 月 31 日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年 9 月 30 日までの間に限り、(2)から(20)の基準を満たしているものとする。なお、当面の間、(6-7)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険医療機関が生殖補助医療管理料 1 又は 2 に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との関係により要件を満たすものとして差し支えない。

##### 2 生殖補助医療管理料 2 に関する施設基準

- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年 9 月 30 日までの間に限り、1 の(2)から(20)までの基準を満たしているものとする。なお、当面の間、(6-7)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険医療機関が生殖補助医療管理料 1 又は 2 に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との関係により要件を満たすものとして差し支えない。

#### 第 4 の 13 二次性骨折予防継続管理料

##### 1 二次性骨折予防継続管理料に関する施設基準

- (5) 二次性骨折予防継続管理料 2 については、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア病棟入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。

#### 第 29 の 3 センチネルリンパ節生検（片側）

##### 1 センチネルリンパ節生検（片側）に関する施設基準

- (3) ~~常勤の麻酔に従事する医師（医療法第 6 条の 6 第 1 項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）~~が配置されていること。

#### 第 29 の 4 の 3 口腔細菌定量検査

##### 1 口腔細菌定量検査に関する施設基準

- (2) 当該保険医療機関内に口腔細菌定量分析装置を備えていること。

#### 第 47 の 3 の 2 リンパ浮腫複合的治療料

##### 1 リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準

- (1) (略)

ウ リンパ浮腫の複合的治療について記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たす研修を修了していること。なお、座学の研修を実施した主体と実技を伴う研修を実施した主体が異なっても、それぞれが記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たしていれば差し支えない。

(別添6)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について  
（令和4年3月4日保医発0304第10号）

(別紙1)

材料料

M010-4 根面被覆（1歯につき）

1 根面板によるもの

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大白歯 379点

ロ 小白歯・前歯 258点

(2) 銀合金

イ 大白歯 22点

ロ 小白歯・前歯 14点

2 レジン充填によるもの

(1) 複合レジン系 ~~11点~~ 11点

(2) ガラスイオノマー系

イ 標準型 8点

ロ 自動練和型 9点